準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億五千三十万二千六百一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年一月三十日

掲載頁　三十一頁（号外第十九号）

平成二十六年二月五日

岡山市北区野田三丁目一番二二号

株式会社藤乃屋

代表取締役　藤井　啓司

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円、資本準備金の額を五億円減少し、それぞれ五千万円とすることにいたしました。

株主総会の承認決議は平成二十六年一月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月三十一日

掲載頁　一〇五頁（号外第一六七号）

平成二十六年二月五日

東京都台東区浅草橋五丁目三番二号秋葉原スクエアビル五階

株式会社エスケアメイト

代表取締役　杉山　昭人

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月五日

東京都千代田区紀尾井町四番一号ホテルニューオータニ内

株式会社ニューオータニリゾート

代表取締役　渡邉　航人

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月五日

静岡県浜松市浜北区平口五二二八番地

株式会社商研

代表取締役　久岡　卓司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月五日

京都市中京区室町通四條北入菊水鉾町五八一番地

大松株式会社

代表取締役　小澤　達也

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月五日

福岡市中央区六本松二丁目一二番六号

株式会社西日本クロス

代表取締役　結城　敏雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年二月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年二月五日

宮崎市大工三丁目二八五番地一

株式会社加賀城建設

代表取締役　落合眞智子

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年三月六日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年二月五日

大阪府枚方市甲斐田東町三四番八号

株式会社山本鉄工所

代表取締役　山本外志夫

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である今野正明が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十六年二月五日

東京都品川区東五反田四丁目七番二七号

佐嘉科技股份有限公司

日本における代表者　今野　正明

限定承認公告

本籍青森県西津軽郡鰺ヶ沢町大字北浮田町字今須浜田四八、最後の住所青森県弘前市大字泉野二丁目二番地一〇

被相続人　亡　佐藤　榮司

右被相続人は平成二十五年九月十六日死亡し、その相続人は平成二十六年一月二十三日青森家庭裁判所弘前支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月五日

青森県弘前市大字泉野二丁目二番地一〇

相続財産管理人　佐藤　憲臣

限定承認公告

本籍愛知県愛西市西川端町長田池八〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　井上　峰男

右被相続人は平成二十五年七月三日死亡し、その相続人は平成二十六年一月二十四日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月五日

愛知県津島市下新田町四丁目五九番地

相続財産管理人　堀田　佳奈

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十六億八千万円減少し、金三十三億二千三百七十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/ir/s03197-xko6i/s03197_01.pdf

平成二十六年二月五日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

ターコイズ特定目的会社

取締役　本郷　雅和

取消公告

平成二十五年十二月十六日掲載の京都地方裁判所に係る平成二十五年（再イ）第四五号小規模個人再生による書面決議に付する決定は取り消します。

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十五年十一月二十九日国土交通省告示第千四十九号（地震その他の震動によって遊戯施設の釣合おもりが脱落するおそれがない構造方法を定める件）（原稿誤り）				
	七下	一二	及び　w	及びw
同日国土交通省告示第千五十号（乗用エレベーター及び寝台エレベーター以外のエレベーターの昇降路について安全上支障がない構造方法を定める件）（原稿誤り）				
	七下	終りから三	支障の	支障が
	〃	〃 二	次の	次の各号の
八ページ上段二行目「昇降路の」を削る。				
同日国土交通省告示第千五十一号（乗用エレベーター及び寝台エレベーター以外のエレベーターの制御器について安全上支障がない構造方法を定める件）（原稿誤り）				
	八上	二〇	支障の	支障が
同日国土交通省告示第千五十二号（乗用エレベーター及び寝台エレベーター以外のエレベーターの安全装置について安全上支障がない構造方法を定める件）（原稿誤り）				
	八上	終りから四	支障の	支障が
	〃	〃 三	〜	
	下	七	支障の	
同日国土交通省告示第千五十四号（エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件の一部を改正する件）（原稿誤り）				
八ページ下段終りから九行目「二・〇」は「第一から第四までに規定する安全装置作動時の安全率」の誤り。				

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　二月五日付第二三号六四ページ

ージ●同日付政府調達第二二号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局　電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）